

【お財布サポート】重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「お財布サポート」

(2) サービスの種類

業務提携先の法人又は団体が入会を認めた利用者に対し、暮らしやレジャーに役立つサービスや情報等を供することにより、豊かな生活のお手伝いをすることができるサービス。本サービスの対象者は本倶楽部に入会申込みを行った個人及びその配偶者及びその二親等以内の親族となります。

各サービスの詳細は「お財布サポート」Web サイトにてご確認くださいか、または株式会社ネットカスタマーセンターまでお問い合わせください。

(3) ご利用料金

月額基本料金：550 円(税込)

※「お財布サポート」のご利用には、株式会社ネットカスタマーセンター指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

- 1.株式会社ネットカスタマーセンターが定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
- 2.その他株式会社ネットカスタマーセンターが定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、株式会社ネットカスタマーセンター及びセールspartnerの申込み処理手続きが完了した後、株式会社ネットカスタマーセンターがサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 株式会社セールspartner
住 所 東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
代表者氏名 大江 祥

(7) キャンペーンについて

ion 光をご利用のお客さま

ion 光のマイページにお問い合わせください。

(8) サービスに隠れた瑕疵がある場合のセールspartnerの責任について

上記サービスの提供に関し、セールspartnerが負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、セールspartnerはこれを賠償するものとします。

(9) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「お財布サポート 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に株式会社ネットカスタマーセンター及びセールspartnerにご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

ion 光をご利用のお客さま

宛名 株式会社ネットカスタマーセンター

住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場三丁目1番5号

サンパティオ高田馬場 309号室

※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、セールspartnerが特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、
又はセールspartnerが同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、セールspartnerが交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、セールspartnerは、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、セールspartnerは当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、セールspartnerが当該契約に関連して金銭を受領しているときは、セールspartnerは、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは、セールspartnerに対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10) サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

ion光をご利用のお客さま

インターネットサポートデスク

電話番号：03-6233-8027

受付時間：10：00～18：00

※毎週土曜日（月末日が土曜日の場合は翌日曜日）・年末年始および弊社指定メンテナンス日を除く